

## 保 安 検 査（道が実施の場合）

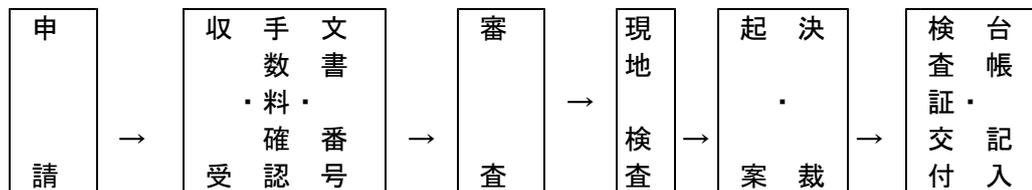
根 拠 法 令

法第35条 一般則第79条、液石則第77条、コンビ則第34条

適 用

第1種製造者の特定施設について、告示で定めるものを除き、1年に1回実施。  
 →「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」第13条、14条参照  
 ※平成10年4月1日～  
 移動式の空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置の保安検査期間は2年

### 手 順



### 必要書類

- 1 保安検査申請に必要な書類  
 保安検査申請書（一般則様式第38、液石則様式第37、コンビ則様式第17）  
 処理能力一覧
- 2 保安検査時に必要な書類  
 定期自主検査記録（申請時に提出させても可）  
 保安検査調書

### 審 査

#### ＜留意事項＞

- 1 必要書類が添付されているか。 → 定期自主検査の記録等法定帳簿の整備状況を確認。
- 2 手数料の確認
- 3 開放検査の周期は適切か。 → 製造細目告示第16条（平成12年4月1日施行）

### 検査内容

特定施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合しているか否かについて行い、併せて関係書類及び法定帳簿の整備状況等を確認する。

※**検査方法** 一般則第82条（別表第3） 液石則第80条（別表第3）  
 コンビ則第37条（別表第4）

**検査証交付**

- 1 保安検査の結果、法第8条第1号の技術上の基準に適合している場合「保安検査証」を交付する。
- 2 不備があった場合は改善させる。

＜留意事項＞

- 1 設備が改善されるまで、検査証を交付しない。
- 2 移動式製造設備の移設時に、一般則及び液石則別表第1備考2による完成検査を行った場合には、基準日は、従前の基準日から変わらないので留意すること。

**台帳記入**

保安検査証交付後、台帳記入。

**保安検査実施計画と実施結果**

- ・各（総合）振興局等は毎年5月15日までに別記により当該年度の年間実施計画を環境・エネルギー課に提出すること。
- ・各（総合）振興局等は毎年4月30日までに別記により前年度の年間実施結果を環境・エネルギー課に提出すること。

**注意事項**

検査日程等を記載した一覧表（様式任意）を作成するなどして申請漏れがないよう随時係内で確認すること。申請のない場合、速やかに提出するよう事業者に求めること。

※保安検査を受ける必要のない製造施設

→「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」  
第13条

別記 年度保安検査年間実施 計画・結果

振興局名： \_\_\_\_\_

No.	検査予定年月日	検査実施年月日	事業所名	所在市町村	製造設備等	備考

※  
計画時は検査実施年月日欄以外を記載する。